

# 学童期



## 地域学校協働推進事業

地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みを推進します。



## 就学援助制度

小・中学校に通う上で、経済的に困難を抱える家庭に対して、学用品費や給食費等を援助します。

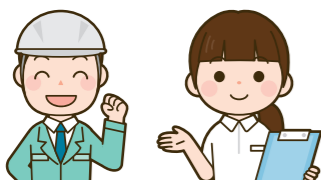


## 放課後子ども教室

地域人材や地域資源を活用し、多様な体験や交流学習の機会を提供し、地域全体で子どもたちが安心・安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

## スポーツ少年団

スポーツ少年団は、スポーツを通じて「体を動かす楽しさ」や「仲間と協力する大切さ」を学ぶ場です。地域の指導者や保護者の支えのもと、子どもたちがのびのびと活動し、心と体の成長を育みます。



## 合同就職説明会・面接会

市内企業への就職を希望する求職者と、採用意欲のある市内企業のマッチング支援の一環として、求職者と事業者が一堂に会して採用選考を行える場を提供します。

## 結婚新生活支援事業

結婚の後押しと円滑な結婚生活を支援するために、結婚に伴う費用(家賃、引越し費用等を補助)を支援します。



## 思春期体験事業

小・中学生を対象に、学校と連携し正しい知識普及のため思春期教室を実施し、命の大切さの理解や、妊娠に関する正しい知識の習得を図ります。

## 放課後児童クラブ

放課後に保護者のいない家庭の小学生に対し、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図ります。

## すこやか教育相談

子どもが健やかに成長することを手助けするため、保護者から子育て・学校・勉強・人間関係等の生活全般にわたる幅広い相談を受けられる事業を実施します。

## 地域スポーツ体験教室

スポーツ協会の各専門部がスポーツ教室を主催し、広く市民にスポーツに参加する機会を提供します。



## 学校給食費の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国・県の補助制度を活用し、小・中学校に通う児童生徒の給食費を無償化しています。

# 若者

## 企業の魅力発信事業

市内企業の魅力が伝わるよう、企業の経営者や社員のインタビューを動画と記事で発信し、「生の声」を学生・若者に届けます。

## 住宅取得奨励金

市内に定住を目的として住宅を取得した50歳未満の方に対して奨励金を交付します。



## 赤ちゃんふれあい体験事業

乳幼児やその保護者とのふれあい、交流を通じて、命や家庭の大切さを学び、将来、家庭やこどもを持つことについてイメージする機会を提供します。

## 放課後児童クラブ利用料減免制度

生活保護法の適用を受ける家庭やひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を減免します。



## 教育支援センター レインボーハウス

子どもが様々な理由で学校に行けない場合、教育支援センターを利用することで、集団生活に適應する能力育成や自立を目指す援助・指導を行う事業を実施します。

## 公民館講座

学校以外で子どもが文化やスポーツ、地域について学べる場を提供します。



## 若者交流事業

結婚を希望する独身者の結婚を支援するため、とちぎ結婚支援センターへの入会に要する経費を補助します。

## 移住ファミリー家賃補助金

市内の民間賃貸住宅等に転入した若者夫婦世帯又はひとり親世帯の経済的負担の軽減及び子育て世帯の生活を応援するために、家賃の一部を補助します。

# 那須烏山市

# なすから 子育てナビ



## 連絡先

(市外局番 0287)

烏山庁舎 ☎83-1111  
(中央1-1-1)

【1階】  
市民課 ☎83-1116  
会計課 ☎83-1119  
税務課 ☎83-1114  
商工観光課 ☎83-1115  
消費生活センター(商工観光課内) ☎83-1014  
まちづくり課 ☎83-1151  
(環境) ☎83-1120

【2階】  
総務課 ☎83-1117  
総合政策課 ☎83-1112

南那須庁舎  
(大金240)

【1階】  
市民課 ☎88-0870  
(南那須分室)  
農政課 ☎88-7117  
建設課 ☎88-7118  
都市整備課 ☎83-8266

【2階】  
学校教育課 ☎88-6222  
生涯学習課 ☎88-6223

【3階】  
議会事務局 ☎88-7114

児童虐待通告 ☎189  
(局番なし)

保健福祉センター(田野倉85-1)

健康福祉課 ☎88-7115  
子ども課 ☎88-7116

水道庁舎(城東18-3)

下水道課 ☎84-0411

幼稚園・保育園・認定こども園  
なすからこども園 ☎88-2131  
すくすく保育園 ☎82-2359  
烏山保育園 ☎82-3372  
烏山みどり幼稚園 ☎82-3089  
烏山聖マリア幼稚園 ☎82-3357  
みらいのkaze保育園 ☎82-7376

小・中学校・高等学校等

江川小学校 ☎88-7817  
荒川小学校 ☎88-2017  
境小学校 ☎82-2442  
烏山小学校 ☎82-2049  
七合小学校 ☎82-2707  
南那須中学校 ☎88-2021  
烏山中学校 ☎82-2229  
学校給食センター ☎88-2135  
レインボーハウス ☎82-2738  
南那須特別支援学校 ☎88-7571  
烏山高等学校 ☎83-2075

## 放課後児童クラブ

烏山放課後児童クラブ ☎84-0889  
境放課後児童クラブ ☎83-2772  
七合放課後児童クラブ ☎82-2860  
荒川放課後児童クラブ ☎88-9310  
江川放課後児童クラブ ☎88-7831

その他の機関

南那須図書館 ☎88-2748  
烏山図書館 ☎82-3062  
烏山公民館 ☎83-1412  
市社会福祉協議会 ☎88-7881  
市社会福祉協議会(烏山支所) ☎84-8178  
シルバー人材センター ☎88-7731

救急医療・緊急・医療救急・火災・救助 119(局番なし)  
那須烏山消防署 ☎82-2009  
テレホンサービス ☎23-6119  
火災案内  
那須烏山警察署 ☎82-0110  
とちぎ子ども ☎8000  
救急電話相談 (局番なし)



# 妊娠・出産期



## こども医療費助成

18歳年度末までのこどもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業を実施します。

## 養育医療費助成

生まれてすぐのこどもが、高度な医療を受けた場合に医療費の一部を助成し経済的負担を軽減します。



# 乳幼児期

## フッ化物塗布費用助成

歯科医院でフッ化物塗布をする場合の費用の一部を助成します。こどもの歯の状態を知り、かかりつけ歯科医を持つきっかけとしてぜひ受けましょう。

## 小児生活習慣病予防事業

血圧・血糖・脂質・肥満度等の改善を目的に、こどもと保護者に個別相談や改善指導を実施し、こどもとその家族の生活習慣病の予防を図ります。



## 育成医療費助成

身体に障がいがあり、疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められ、治療効果が期待できるこどもに対し、指定医療機関で受ける医療費の一部を助成します。

## 補装具費用支給

身体障害者手帳を有する方に、身体の不自由な部分を助け、生活しやすくするための補装具の購入・修理費用の一部を助成します。

## 幼児教育・保育の無償化制度

教育・保育施設を利用する3歳児から5歳児までのこどもが、安心して質の高い幼児教育を受けるため、利用料の無償化により子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

## 不妊等治療費助成制度



保険適用・適用外の不妊等治療を受けた夫婦に治療費の一部を助成します。

## 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

こどもが生まれたご家庭に保健師・助産師が訪問し、こどもの発育・発達相談や、予防接種・健診などについて説明を行います。こどもだけでなく、お母さんの体調等、不安な事がありましたらお気軽にご相談ください。

## 子育て応援ブック

本市の子育て支援情報をまとめた冊子を、こども課窓口等で配布しています。妊娠・出産から子育ての間に、市や行政機関等から受けることができる支援やサービスを紹介しています。

## 新生児聴覚検査費助成事業

新生児聴覚検査費用の一部を助成し、先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育等の促進を図ります。



## こども家庭センター

すべてのこどもとその家庭、妊婦に対して、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援を包括的にを行います。

## 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由で家庭での養育が一時的に困難となった場合の保育需要に対応するため、児童養護施設等で養育を行います。

## 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体障がい・知的障がい・精神疾患等を有するこどもに手帳を交付し、適切なサービスの利用を推進します。



## 障がい児通所給付

発達の遅れが心配なこどもや障がいがあるこどもが療育のため支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)を利用する場合の費用の一部を給付します。

## 病児・病後児保育事業

こどもが病気の際に、自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、専門の看護師のケアを受けながら一時的に保育します。

## 妊産婦一般健康診査受診票の交付

産前・産後の健康診査受診票を交付して受診費用の一部を助成し、安全な出産を支援します。

## 出産育児一時金

産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産する場合は、原則500,000円が支給されます。(産科医療補償制度に該当しない場合の支給額は、488,000円です。)

## 乳幼児健診・相談

こどもの月齢に合わせての健康診査や発達相談を実施し、疾病の早期発見・発育発達の確認と保健指導を行い、必要に応じて継続的な支援につなげます。

## 産後ケア事業

産科医療機関で育児相談・指導等を提供することで、育児不安の解消や出産後の母子の生活リズムと心身の安定を図ります。

## 地域子育て支援拠点事業

親子が自由に遊び、交流し、子育てについて学び合える場所を常時提供し、保護者の孤立や負担感の解消を図るとともに、地域で子育て世帯を支える体制を構築する事業を実施します。

## 精神通院医療費助成

精神障がい者の通院治療を促進するため、医療費の一部を助成します。



## ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭において、健康保険適用の診療等を受けた場合に、医療費の一部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

## こども誰でも通園制度

生後6か月から満3歳までのこどもを保育所等の施設に通わせることができる制度です。



## 妊産婦医療費助成

母子健康手帳の交付を受けた方が保険適用の診療等を受けた場合に医療費の一部を助成します。



## 児童手当

児童手当は、家庭内における生活安定と次代の社会を担う児童の健全な成長を目的とした国の制度です。18歳年度末までの児童を養育している方に支給します。※出生や転入の日の翌日から15日以内に手続きしてください。遅れると受給できない月が発生しますので、ご注意ください。(公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。)

## 予防接種費用助成

こどもが受ける予防接種費用の一部を助成し、こどもの感染症予防や重症化を防ぎます。

## 保育園等における子育て支援事業

子育て中の親同士の交流や子育てに関する学びの場を定期的に提供し、保護者の孤立や負担感の解消を図ります。

## 虐待とは

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、投げ落とす、火傷を負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などで一室に拘束する、戸外に締め出すなど
- 心理的虐待** 暴言、無視、兄弟姉妹間での差別的な扱い、こどもの目の前で家庭内暴力(面前DV)など
- ネグレクト** 食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車内に閉じ込める、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
- 性的虐待** こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなど

## 特別児童扶養手当

精神または身体に中程度以上の障がいを有する20歳未満のこどもを養育する保護者に手当を給付します。

## 児童扶養手当

18歳年度末までのこどもを養育する保護者に手当を給付し、ひとり親家庭の生活安定や自立促進を図ります。



## 一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保育需要に対応するため、認可保育所・認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を提供します。

## 産前・産後サポート事業

- フレママパパ教室** 赤ちゃんを迎えるために育児手技(沐浴、おむつ交換、抱っこ等)を練習します。出産・育児等の相談もできます。
- ママサロン** 妊婦及び産後1年6か月までの産婦が参加でき、産前後心身のリフレッシュのために、ヨガや自力整体で軽い運動を行います。託児付きのため、母子で来所後にお母さん1人で教室への参加が可能です。
- おひさま** 地域での仲間づくりや、育児相談・情報交換のため、産後のお母さんと赤ちゃんが集まれる場「おひさま」を、月1回開催します。産後12か月頃までの母子が参加でき、ベビーマッサージやお母さんのリラクゼーションを体験しながら、ゆったりとした時間が過ごせます。

## ようこそ!なすから赤ちゃん応援事業

こどものご誕生を祝福するとともに、誰もが安心して子育てができるよう保護者の経済的な負担軽減につながるよう支援することで、こどもの健全な成長を応援します。那須烏山市に住所のある1歳未満のこどもに対して、市内の登録店舗で使える「なすから赤ちゃん応援券」を贈ります。

## 歯科指導事業

こどもの虫歯予防のため、歯に関する相談や指導を行っています。



## 子育て支援学級活動事業

家庭教育オピニオンリーダーによる、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談など未就園児親子参加型で行う子育て支援事業を実施しています。

## 先天性股関節脱臼検診費用助成

股関節脱臼検診に係る費用の一部を助成し、先天性股関節脱臼等の早期発見につなげます。

## 食生活相談(こども・妊産婦)

個別相談や教室により、食に関する不安や悩みを解消し、こどもの健全な成長発達を支援します。



## 虐待通告

児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、特にこどもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。「虐待かも」と思ったらすぐにお電話ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



## 日常生活用具給付

在宅の重度心身障がい者・児に対して、日常生活の便宜を図るために生活用具を給付します。

## 第2子以降保育料等免除制度

第2子以降のこどもが教育・保育施設を利用する場合に、保育料等を免除し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

第2子(0~2歳児) 保育料免除

第3子以降(0~5歳児) 保育料または副食費免除

## 保育相談

保育所等への入所や在園中の相談に随時応じます。